

件名	愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例		
主管課	税務課		
根拠法令等			
<b>【改正の概要】</b>			
1 実施期間			
令和2年4月1日から令和7年3月31日			
⇒ <u>令和7年4月1日から令和12年3月31日</u>			
2 税率・税額			
個人 年額 <u>700円</u> (現行どおり)			
法人 均等割標準税率の <u>7%相当額</u> (現行どおり)			
	資本等の金額の区分	標準税率	7%相当額
	50億円超	800,000円	56,000円
	10億円超50億円以下	540,000円	37,800円
	1億円超10億円以下	130,000円	9,100円
	1,000万円超1億円以下	50,000円	3,500円
	上記以外	20,000円	1,400円
施行日	公布の日		
<b>【その他参考事項】</b>			
1 課税対象			
県内に住所、事業所等を有する個人・法人			
2 納税義務者			
個人県民税及び法人県民税の均等割の納税者			
3 納税方法			
個人県民税は、市町が給与所得者・公的年金受給者については特別徴収、事業所得者については普通徴収する。			
法人県民税は、法人が県に申告納付する。			